



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○ 沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則（市町村課）	1
告 示	
○ かいの指定（財政課）	2
○ かいの指定の解除（財政課）	2
○ 救急病院の告示（保健医療政策課）	2
○ 村営土地改良事業に係る換地処分届出（村づくり計画課）	3
○ 地域森林計画の公表（森林管理課）	3
○ 地域森林計画の変更の公表・2件（森林管理課）	3
○ 事業の認定（用地課）	3
○ 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	4
公 告	
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課）	5
○ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（国際物流商業課）	5
○ 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	6
○ 開発行為に関する工事の完了・6件（建築指導課）	8
人事委員会事項	
○ 教育長の営利を目的とする私企業への従事等の制限に関する規則	9
○ 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	10
海区漁業調整委員会事項	
○ 漁業法に基づく指示事項・2件	10
収用委員会事項	
○ 公示送達・2件	16
正 誤	
○ 平成28年3月8日付け公報定期第4426号中訂正	17

規 則

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第13号

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第1号ウ中「及び公債費負担適正化対策支援事業」を「、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業」に改め、同号エ中「及び公債費負担適正化対策支援事業」を「、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業」に改め、同項第2号中「合併市町村振興事業」の次に「及び公共施設等の除却事業」を加える。

別表第2中6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 公共施設等の除却事業

地方財政法第33条の5の8に規定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づき行う公共施設等の除却事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第178号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 北部福祉事務所
- 中部福祉事務所
- 南部福祉事務所
- 宮古福祉事務所
- 八重山福祉事務所
- 北部保健所
- 中部保健所
- 南部保健所
- 宮古保健所
- 八重山保健所
- 沖縄県立離島児童生徒支援センター

沖縄県告示第179号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 北部福祉保健所
- 中部福祉保健所
- 南部福祉保健所
- 宮古福祉保健所
- 八重山福祉保健所
- 県民生活センター
- 沖縄県ダム事務所

沖縄県告示第180号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立北部病院	名護市大中二丁目12番3号	沖縄県	平成27年12月1日	平成30年11月30日

沖縄県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市仲原地区（村づくり交付金）の換地処分をした旨の届出があった。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、平成28年4月1日以降10年間における沖縄中南部地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、平成25年沖縄県告示第28号で公表した宮古八重山地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、平成26年沖縄県告示第26号で公表した北部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第185号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 名護市
- 2 事業の種類 金融・IT産業等集積基盤整備事業（みらい5号館）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県名護市字久志前田原地内及び字豊原豊里原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

金融・IT産業等集積基盤整備事業（みらい5号館）（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である名護市が事業主体となって、起業地内に金融・情報通信関連企業を誘致し、集積させるためのインフラ整備として金融・IT産業等集積基盤施設を整備するものであり、同施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

名護市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じて

いることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

名護市（以下「本市」という。）を含む北部地域では、近年、若年層の流出、高齢化の進行等に伴って、地域の活力の低下が懸念され、その対策が急務となっている。また、平成12年から平成22年の間に行われた過去3回の国勢調査によると、本市は沖縄県全体の完全失業率を上回っており、深刻な状況にある。

このような状況に対応するため、本市は地域の持続的な発展を目指し、平成20年度に「金融・情報通信国際都市構想」を策定し、平成24年度には同構想を踏襲した「金融情報通信国際都市形成計画（第3次基本計画）」を策定して、新たな雇用機会の創出を主要施策のひとつとして推進している。

本件事業は、「金融・情報通信国際都市構想」及び「金融情報通信国際都市形成計画（第3次基本計画）」に基づき計画されたものであり、金融・情報通信関連企業を誘致し、集積させるためのインフラ整備として金融・IT産業等集積基盤施設を整備するものである。

本件事業の施行により金融・情報通信関連企業の集積が図られることで持続的な雇用の創出につながり、これらに伴って、定住人口が増加すること、就業機会が拡大すること及び北部地域の経済活動活性化に寄与することが期待できるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

起業地周辺では、既にみらい1号館からみらい4号館までが整備されているが、収容面積に限りがあるため、新たに進出を希望する企業が求める規模の施設面積が確保できないことから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 名護市企画部企画調整課

沖縄県告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年 6月17日から平成28年 2月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年 5月 8日まで縦覧に供する。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年 3月 9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人そら
- 3 代表者の氏名 大城正幸
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市内間五丁目 3番19号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある人が地域の人々と共に、地域社会の中で自立した日常生活をおくるために必要なサービスを提供し、かつ生活上の困難を克服していくための支援をする。そのため、障がいのある人の自立した社会参加の促進と地域生活支援事業の実施や、生活・就労支援、障がい者（児）福祉の啓発活動と障がい者（児）の権利擁護等、障がい者（児）の福祉向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コジマ×ビックカメラ那覇店 那覇市字安謝664番 5及び664番 9
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ケミカルビル株式会社 東京都港区西新橋三丁目15番12号 代表取締役 波立昌也
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成28年 3月22日から同年 4月22日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 那覇メインプレイス 那覇市おもろまち4丁目 4番 9号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目 2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成28年 3月22日から同年 4月22日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年12月 1日
 - (2) 商号名 有限会社浦崎建設
 - (3) 代表者名 浦崎家安
 - (4) 所在地 国頭村字伊地211番地 1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第9154号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月11日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年12月 1日
 - (2) 商号名 株式会社設備技研
 - (3) 代表者名 平良智
 - (4) 所在地 沖縄市泡瀬一丁目10番13号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第8290号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月12日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年12月 4日
 - (2) 商号名 栄和建设
 - (3) 代表者名 益栄二
 - (4) 所在地 西原町字上原146番地 3
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第11294号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月 6日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年12月 4日
 - (2) 商号名 株式会社大雄土木
 - (3) 代表者名 大城貞雄
 - (4) 所在地 豊見城市字座安332番地 4
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第4460号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業、塗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月10日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業、塗装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成27年12月4日
- (2) 商号名 有限会社松基工務店
- (3) 代表者名 松尾良夫
- (4) 所在地 浦添市城間四丁目34番7号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第11038号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月11日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成27年12月4日
- (2) 商号名 株式会社大豊建設
- (3) 代表者名 豊見山誠
- (4) 所在地 石垣市字平得86番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第11795号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成27年12月4日
- (2) 商号名 株式会社プロタイムズリビング
- (3) 代表者名 菅原徹
- (4) 所在地 浦添市屋富祖一丁目6番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第12040号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月12日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成27年12月4日
- (2) 商号名 有限会社田端設備工業
- (3) 代表者名 田端智
- (4) 所在地 与那原町字上与那原408番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第3779号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月16日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成27年12月4日
- (2) 商号名 飛高組
- (3) 代表者名 高安康栄
- (4) 所在地 糸満市字阿波根301番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第8919号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成27年12月4日
- (2) 商号名 丸正組
- (3) 代表者名 仲村正勝

- (4) 所在地 うるま市勝連平安名2925番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第2216号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成27年11月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 5月26日 沖縄県指令土第566号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山767番5及び767番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小那覇104番地新川アパート303号 川満一紀
- 5 検査済証番号 平成28年 3月 8日 第4277号
- 6 工事完了年月日 平成28年 1月18日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 4月 6日 沖縄県指令土第528号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里404番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部137番地1 CLEANTOWN本部高台104 赤嶺涼一
- 5 検査済証番号 平成28年 3月 8日 第4278号
- 6 工事完了年月日 平成28年 2月19日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 4月16日 沖縄県指令土第535号、平成27年 8月 3日 沖縄県指令土第696号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字喜屋武460番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1781番地2 コーポラスYOU202 堀毛元気、南風原町字津嘉山1781番地2 コーポラスYOU202 堀毛あやの
- 5 検査済証番号 平成28年 3月 8日 第4279号
- 6 工事完了年月日 平成28年 2月24日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 3月20日 沖縄県指令土第452号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字上田山川原626番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保312番地オアシスZEN206号 宮城澄恵
- 5 検査済証番号 平成28年3月9日 第4280号
- 6 工事完了年月日 平成28年2月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年5月14日 沖縄県指令土第550号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字安里桃原52番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字当間924番地メゾンタマナハ301号 比嘉貴代美
- 5 検査済証番号 平成28年3月11日 第4281号
- 6 工事完了年月日 平成28年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年9月27日 沖縄県指令土第1045号、平成27年10月23日 沖縄県指令土第850号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須137番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字兼城369番地の8 有限会社オーエン 代表取締役 大城昇
- 5 検査済証番号 平成28年3月11日 第4282号
- 6 工事完了年月日 平成28年2月22日

人事委員会事項

教育長の営利を目的とする私企業への従事等の制限に関する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第7号

教育長の営利を目的とする私企業への従事等の制限に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利を目的とする私企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（制限を受ける地位）

第2条 法第11条第7項に規定する任命権者の許可を受けなければならない地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員、発起人、清算人及びこれに準ずるものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月22日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第8号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示28第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成28年 3月22日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

第1 自主調整協議会の設置

- 1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

- 2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

第2 協議会への加入

- 1 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。
 - (1) 法人格をもつ者であること。
 - (2) 20以上の事業者又は個人により組織され、その構成員が明確であり、特定できる者であること。
 - (3) その構成員の出資金額や口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規定により民主的運営が確保されている者であること。
 - (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、その事業の目的を達成することが著しく困難な者ではないこと。
 - (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。
- 2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けな

ればならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を持つ者であることを証する書類
- (2) その構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

3 委員会は、前項の確認をするときは、協議会等の意見を聞くことがある。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、協議会に加入した者が、1の項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くことになったときは、資格確認を取り消すとともに、名簿から削除するものとする。

第3 共同申請

1 この指示の第4から第14までに規定する事項について二者以上共同して申請しようとするときは、そのうち一者を選定して代表者とし、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

第4 敷設の承認等

1 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

(1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と協議が調ったことを証する協議書（第5号様式）

(2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面

(3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成29年3月31日までとする。

3 次に掲げるもののうち、流失した浮魚礁と同じ構造、同一の協議位置（1の項1号により協議を調べた位置。以下同じ。）に浮魚礁を敷設する場合に限り、協議書を省略することができる。

(1) 第9の再承認を受けた後に流失し、平成29年3月31日までに敷設するとき。

(2) 第9の2の項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合で、平成28年6月に開催される委員会までに承認を受けて、平成29年3月31日までに敷設するとき。

(3) 平成27年11月1日から平成28年3月31日までに流失を確認し、平成28年6月30日までに敷設するとき。

4 委員会は、1の項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。

第5 承認の制限、条件等

1 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障をきたすおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするにあたっては制限若しくは条件を付すことができる。

第6 浮魚礁の敷設

浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

第7 浮魚礁の管理

浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

第8 浮魚礁の流失

敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第7号様式）を委員会及び当該浮魚礁

を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

第9 敷設の再承認

- 1 平成27年沖縄海区漁業調整委員会指示27第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設者（以下「既設の浮魚礁の敷設者」という。）は、平成28年6月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、第7を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。
- 3 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、緯度又は経度のいずれか若しくはその両方が協議位置から2分以上離れた場合は、既設の浮魚礁の敷設者は確認した位置を協議位置として、協議書（第5号様式）を添付しなければならない。

第10 敷設承認期間の延長

平成27年沖縄海区漁業調整委員会指示27第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設承認期間を平成28年7月1日以降初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

第11 敷設の特例

浮魚礁を敷設する者は、平成27年11月から平成28年3月開催の委員会において敷設承認を受けたものについては、平成28年6月30日まで敷設することができる。

第12 承認の取消し

次に掲げるもののうち、敷設承認（再承認を含む。）を受けた者がいずれかに該当する場合には、委員会は承認を取り消すものとする。

- (1) 敷設承認の日から平成29年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
- (2) 流失を確認した日から平成29年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
- (3) この指示に違反し、委員会で敷設承認取消の決議がなされたとき。

第13 違反に対する措置

委員会は、第4の1の項、第9の1の項又は第11に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

第14 浮魚礁の利用

- 1 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。
- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。
- 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 4 1の項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

第15 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書		平成 年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり第 ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示28第1号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1 法人の種類及び根拠法令：		

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称 :
- 2 敷設した位置 : 北緯 東経
- 3 共同漁業権の番号 : 共同第 号
- 4 浮魚礁の種類 :
- 5 敷設した日 : 平成 年 月 日

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式 (第4関係)

浮魚礁敷設に関する協議書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会

所在地

名称

(代表者氏名)

印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置 (世界測地系)	種類	協議理由
	北緯 東経		

第6号様式 (第6関係)

浮魚礁敷設完了届

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

- 1 浮魚礁の名称 :
- 2 敷設した日 : 平成 年 月 日
- 3 敷設した位置 : 北緯 東経
- 4 GPSの測地系の種類 :
- 5 敷設した位置の水深 : m
- 6 敷設したロープの長さ : m

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 以下の写真を添付すること。

- (1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真
 (2) 敷設後に撮影したGPS画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式（第8関係）

浮魚礁流失届		平成 年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。		
記		
1 浮魚礁の名称	:	
2 流失を確認した日	:	平成 年 月 日
3 敷設した位置	:	北緯 東経
4 回収の有無	:	
5 流失の原因と今後の対応	:	

- 注 1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。
 3 この浮魚礁流失届には、第8による海上保安本部等に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式（第14関係）

承認旗等設定届		平成 年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。		

- 注 承認旗等の様式を添付すること。

沖縄海区漁業調整委員会指示28第2号

沖縄島北部水域におけるスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成28年3月22日

沖縄海区漁業調整委員会
 会長 山 川 義 昭

（指示の内容）

第1 以下の区域において漁業を営むに当たり、体長40センチメートル未満のスジアラ及び体長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。

（対象区域）

第2 共同漁業権第2号から第5号までの区域（次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。別図参照）

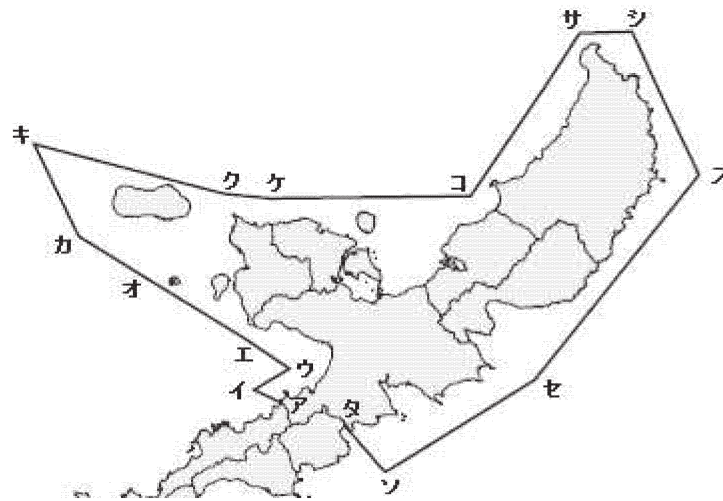
- ア 北緯26度31.880分、東経127度55.828分
 イ 北緯26度32.624分、東経127度54.054分
 ウ 北緯26度33.856分、東経127度56.291分
 エ 北緯26度35.540分、東経127度53.470分
 オ 北緯26度39.332分、東経127度46.475分

- カ 北緯26度41.343分、東経127度42.796分
- キ 北緯26度46.600分、東経127度39.900分
- ク 北緯26度43.858分、東経127度52.024分
- ケ 北緯26度43.608分、東経127度55.006分
- コ 北緯26度43.840分、東経128度07.743分
- サ 北緯26度53.054分、東経128度14.629分
- シ 北緯26度53.161分、東経128度17.985分
- ス 北緯26度45.131分、東経128度22.303分
- セ 北緯26度33.310分、東経128度11.895分
- ソ 北緯26度27.952分、東経128度02.432分
- タ 北緯26度30.588分、東経127度59.857分

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

【別図】



収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第7号

使用しようとする土地 与那原町字与那原猫瀬原2809番
土地所有者 不明 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

特別高圧送電線与那原幹線一部移設工事及び特別高圧送電線西友幹線一部移設工事裁決申請等事件に係る平成28年3月10日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成28年4月11日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年3月22日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第8号

収用しようとする土地 那覇市字小禄長田原849番22
土地所有者 仲本和子 住所及び居所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業3・5・1号小禄赤嶺線裁決申請等事件に係る平成28年3月10日付けの裁決書（注意）上記書類を受領しないときは、平成28年4月11日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年3月22日

沖縄県収用委員会

正 誤

平成28年3月8日付け公報定期第4426号掲載の「宅地建物取引業法による処分を行うための聴聞の実施」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	下から2	おきなわあぜくら有限公司	沖縄あぜくら有限公司

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号